

金ヶ崎町城内諏訪小路

伝統的建造物群

保存地区保存計画

岩手県金ヶ崎町

岩手県金ヶ崎町教育委員会

金ケ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区保存計画目次

(平成12年9月19日告示)

1. 保存地区保存計画の基本事項	3
(1)保存計画の基調	
(2)保存地区の名称・面積・区域	
(3)保存地区の概要	
2. 保存地区保存に関する基本計画	4
(1)保存地区の内容	
①保存地区の沿革	
②保存地区の現況	
(2)保存地区の特性と保存の方向	
①保存地区の歴史地理的特性	
②伝統的建造物群の特性	
③保存地区の現在までの取り組み	
④保存の方向	
(3)保存地区保存物件の決定	
①伝統的建造物	
②環境物件	
3. 保存地区保存物件の修理・復旧計画	7
(1)伝統的建造物の修理計画	
(2)環境物件の復旧計画	
4. 保存地区保存物件以外の修景・復原・保存・保全・整備計画	8
(1)保存物件以外の修景計画	
(2)町指定史跡「金ケ崎城跡」の保存・整備	
(3)歴史的遺構等の復原・整備計画	
(4)崎斜面帯・水系・環境保護林の保全	
①崎斜面帯の保全	
②水系の保全	
③環境保護林の保全	
5. 保存地区内における伝統的建造物等への助成措置等	9
(1)経費の補助	
① 伝統的建造物の外観の修理に要する経費	
② 環境物件の復旧に要する経費	
③ 伝統的建造物以外の建築物と工作物で、保存地区の歴史的風致の維持に特に必要と認められる修景に要する経費	
④ 環境物件以外の生垣・樹木等で、保存地区の歴史的風致の維持に特に必要と認められる修景に要する経費	
⑤ 伝統的建造物の保存管理のための防災施設の設置等に要する経費	
⑥ 複合環境物件の維持に要する経費	

(2)物資の斡旋

(3)技術的援助

6. 保存地区保存のため必要な環境の整備計画等10

(1)管理施設等の整備計画

①保存管理施設の設置

②公開武家住宅等の整備

③案内板等の整備

(2)防犯・防火その他防災整備計画

①防犯・防火等体制整備の充実

②防犯・防火等施設設備の整備

(3)その他環境の整備計画

①居住者・歩行者優先の道路・小路の整備

②生活関連施設設備の整備

③電柱・架線等の整備

(4)保存地区の周辺地区の整備

金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区保存計画

金ヶ崎町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1. 保存地区保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、永きに亘って歴史遺産を守り育ててきた先人の努力と精神に学び、町民と行政の創意と発意を尊重して、近世武家住宅の町並みを核とする歴史的風致と現代における住環境の融合を図った保存・整備を行い、金ヶ崎町民の生活及び地域文化の向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称	金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区
保存地区の面積	約34.8ha
保存地区の区域	金ヶ崎町西根裏小路、仮屋、白糸、達小路及び六軒丁の全部並びに表小路、諏訪小路、寺下、南町及び矢来の一部 (区域については別図に示す)

(3) 保存地区の概要

保存地区は金ヶ崎町の東端に位置する。保存地区の西側には順に県道西根佐倉河線（旧国道4号、旧奥州街道）、JR東北本線、国道4号、東北縦貫自動車道が南北に通っており、その以西は水田地帯・酪農地帯を越え奥羽山脈に至る。東側は南流している宿内川・北上川を越え奥州市江刺区（約5km）に至る。北側は町内三ヶ尻地区を越え北上市（約10km）に至る。南側は胆沢川を越え奥州市水沢区（約6km）に至る。JR東北本線金ヶ崎駅から保存地区中央部までの道のりは南東に約900m、徒歩約15分である。

近世期における現金ヶ崎町の骨格をなす領域は伊達領上胆沢郡西根村であり、北上川以西では領内の最北に位置していた。西根村は、南部領と境を接していることから軍事上重要であり、仙台藩二十一要害の一つ金ヶ崎要害が置かれていた。金ヶ崎要害の城下町は、武家町と町人町から構成されていた。保存地区はその武家町であり、現在も歴史的風致を良く残している。

また、保存地区周辺には西根古墳群や鳥海柵跡等の遺跡がみられ、近世のみならず原始古代からも重要な地域であったと考えられ、現在の自然環境がこれを偲ばせている。

2. 保存地区保存に関する基本計画

(1) 保存地区の内容

① 保存地区の沿革

保存地区内にある金ヶ崎城跡は、中世において北上川沿いでは最も堅固な要害であり、柏山氏、江刺氏、和賀氏、南部氏、新渡戸氏がこの城をめぐる勢力伸張の攻防を繰り返していることから、拠点的位置であったと考えられる。

天正19年(1591)、当地方は伊達氏の領するところになった。初めに当地を治めたのは桑折氏(1602-1614)で、留守氏(1615-1629)と続いた。寛永21年(1644)に伊達氏一族の町氏(3千石)が金ヶ崎城に入り、城下町を築いて整備し、以来明治2年(1869)まで治世にあたった。

明治22年西根村は三ヶ尻村と合併し金ヶ崎村へ、大正14年に金ヶ崎町となり、昭和へ移っても当地は金ヶ崎町の中心であった。昭和30年には、金ヶ崎町が現在の町域をもつこととなり、特に昭和45年以降、周辺の土地改良事業、国道4号の切り替え、東北縦貫自動車道の開通等により、市街地が北西に延び周辺の農村景観に変化が見られるようになってきた。

このような経緯の中で、保存地区は相対的に町の東端部に位置することとなり、国道や高規格道路といった交通の大動脈から少々距離を置く形でその景観を守り続け、今なお歴史的風致の高い良質な住宅地の姿を示している。

② 保存地区の現況

現在保存地区は金ヶ崎都市計画区域内にあり、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域及び用途地域指定区域外の地域からなっている。1屋敷の敷地面積は大きいものでは1,000坪以上と広く、敷地内には畑等も配置されていて、江戸末期の面影を強く残している。道路は、昭和に入り現在の県道江刺金ヶ崎線が新設されたが、基本的には近世と同じ道路網が巡っており、各宅地の敷地割りにも大きな変動がない。

平成12年1月1日現在の地区世帯数は164世帯、人口は507人で、町人口の3.1%にあたる。保存地区の全域が住宅地であるが、町立金ヶ崎幼稚園、城内児童公園、泰養寺、金ヶ崎神社、諏訪公園等を存し、所用に訪れる人々は少なくない。

(2) 保存地区の特性と保存の方向

① 保存地区の歴史地理的特性

保存地区は、北上川、胆沢川、宿内川によって形成された舌状台地上にあり、沖積地及び河川との間は急勾配の斜面となっている。また、矢来、金堀沢、土合丁と言った水系は小さな谷をつくり、斜面の間から宿内川等に注ぎ込んでいる。さらに斜面と開析谷等には半自然的な林が見られる。それらを河川あるいは水田が囲むことにより、保存地区が明瞭に際立っており、景観上の重要な役割を担っている。

この保存地区内にある金ヶ崎城跡は、開析谷を利用し川沿いに郭を連続して配置する等、古い築造法が認められる。その構造は、本丸、二の丸、東館、観音館、大庭からなり、これらの郭を区画する堀跡、土塁も明瞭に残されている。そして、この城・館の周囲に家臣団屋敷からなる地域があり、さらにその西側の旧奥州街道(現 県道西根佐倉河線)沿いには、南北両端に足軽屋敷からなる地域、中央部に町屋群からなる地域が存在していた。

江戸期・明治期から存在していた通路(小路)は、六軒丁、片平丁、旧船戸小路、達

小路、表小路、裏小路、諏訪小路である。これらは地形を利用しながらも、城下町特有の道路形態である鉤形や柵形、T字形道路や弓形道路を組み合わせた独特の構造を持っており、その骨格は現在もほとんど変わっていない。

このように保存地区は、自然環境の上に歴史上の重要拠点としての性格が、重ね合わせられることによって作り上げられた「天然の要害」と呼ぶにふさわしい歴史地理的環境を残している。

②伝統的建造物群の特性

保存地区の多くの屋敷地では、外構えとしてヒバの生垣と石積み、エグネと呼ばれる屋敷林を構え、これが景観上の特徴となっている。ヒバの生垣は、屋敷地と小路の境若しくは隣戸との境に、エグネは主に屋敷の北西方向に配されている。そして、これらの中に建築物、工作物、樹木等が存しており、各屋敷を構成している。

伝統的な建造物の主屋は、18世紀初頭から19世紀末までの間に建てられた家老、上級家臣、中級家臣、足軽等の武家住宅やそれを踏襲した形式の民家である。概ね梁行4～5間、桁行7～8間の直屋で、間取りは広間型3間取り、喰違い4間取り、整形田の字型4間取りである。主屋において座敷の位置する方を「上位」、台所のある方を「下位」とし、主君の通る通りや城館に近い方に上位（座敷）を配しているものがほとんどである。入口は玄関と勝手口の二つを持つが、下級家臣の遺構では一つである。外壁は座敷部を真壁、土間、背面、なんど部を大壁としている。屋根は本来、寄棟萱葺であったが、雨雪対策や維持管理の困難さから、現在はトタン葺きとしているものが多い。

またその付属屋は、板倉、土蔵の他便所、風呂、井戸、小屋等があり、板倉は入口、土蔵は奥、便所、風呂、井戸、小屋等は勝手口周辺に配されている。

屋敷地の入口には、門が建てられることは少なく、生垣の切れ目を出入り口とするものが多く、古いものでは奥を見通せないように生垣で鉤形かL字形の通路を作っている。主屋と小路の間には主庭、前には露地庭と畑が、奥には畑がつくられ、この他サクラ、モミジ、サルスベリ、クリ、カキ等の樹木が植樹され、景観に寄与している。さらに、石で作られた祠（明神様）が屋敷の一隅に祀られている。

こうした建造物群、エグネ・生垣・樹木等の植栽、畑、祠と言った屋敷構成は、周辺農村地域との類似性が観察でき、近世のみならず武士が帰農してからの歴史をも表出している。すなわち保存地区は、武家的かつ農家的な空間構成を併せ持った、当地方らしい歴史的風致を有していると言える。

③保存地区の現在までの取り組み

保存地区は自然環境に大変恵まれていることから、地区住民は莫大な労力をかけその管理・保全を行い、町並みを維持してきた。こうした中、保存地区の歴史を後世に伝えるために地区住民が調査、記録、編纂をした諏訪小路自治会「諏訪小路-その今と昔-」（昭和59年）、城内自治会「城内史」（昭和60年）の発刊があった。

金ヶ崎町は、この住民発意の歴史編纂及び保存地区の歴史的風致を高く評価し、平成2年、城内地域を中心に「城下町金ヶ崎 町並み調査」を行い、現存する武家住宅の実態と城下町の構造を明らかにした。平成5年には「城内等庭園樹木調査」を行い、武家住宅に伴う庭園と城下町全域の自然状況について明らかにした。平成6年、この二つの調査を受けて行政内部で町並み保存事業が検討され、地区住民とともに先進地研修や懇談会を実

施した。平成 8 年には、「城内諏訪小路地区伝統的建造物群保存対策調査」を行った。この後平成 9 年、行政内部に金ケ崎町伝統的建造物群保存対策検討委員会を組織し保存対策について検討を進めてきた。

平成 11 年には、事業の導入についての地区説明会、文化庁・県教育委員会・東北大学・地区住民による懇談会、自治会主催による町当局と地区住民との懇談会等が行われた。同年 9 月、金ケ崎町定例議会にて金ケ崎町伝統的建造物群保存地区保存条例が制定された。

また、この年には城内諏訪小路地区の任意住民組織が、町、東北大学等の協力を得て「歴史環境への価値観の共有化」をテーマにワークショップを数回に亙り開催した。

なお、これらの事業と平行しながら表小路にあった田山耕作家（旧大沼タカ家）の解体保存を実施してきた。さらに六軒丁、達小路にサワラヒバによる生垣の植栽も行ってきた。又、達小路の旧大沼省一家の補修工事を実施してきたところである。

④保存の方向

保存地区は、歴史的に価値の高い文化遺産であると同時に、武家的かつ農家的な空間構成を併せ持った、当地方らしい住環境地区である。

保存事業においては、文化財としての質を保ち、その価値を表現できるような保存・修理・整備を行うと共に、過去から将来に亙って、優れた良好な住宅地としての存在感を育んでいく必要がある。

このため、伝統的な建造物を核として、その他樹木群、庭園、敷地割等一体的環境を保存・保全し、歴史環境に調和する現代機能の取り込み、あるいは現代社会における歴史環境の積極的な活用等を図りながら、歴史と現代が文化的に融合したまちづくりを進め、日常生活の安全・利便及び快適な環境の保全と整備に努めるものとする。

(3)保存地区保存物件の決定

保存地区内において保存すべき物件を「保存物件」と定める。保存物件は伝統的建造物及び環境物件からなる。

①伝統的建造物

伝統的建造物は建築物及びその他の工作物からなる。

ア 建築物は、江戸期・明治期に建築された建築物で、伝統的建造物群の特性をよく表している主屋、土蔵、板倉、馬屋、風呂、便所、はなれ等とする。（別表 1）

イ その他の工作物は、江戸期・明治期に築造された工作物で保存地区の特性をよく表している門、板塀、石積み、井戸、土塁、堀、築山等とする。（別表 2）

②環境物件

環境物件は緑の環境物件と複合環境物件からなる。

ア 緑の環境物件は、保存地区の特性・景観を特徴づけている樹木等で屋敷生垣、景観樹木、エグネ、池、清水等とする。（別表 3）

イ 複合環境物件は、江戸期から明治期にかけて築造された庭園とする。（別表 4）

3. 保存地区保存物件の修理・復旧計画(別表5)

歴史環境を構成するものの中で保存すべき建造物・樹木等を伝統的建造物あるいは環境物件として指定し、修理・復旧することにより城下町金ヶ崎にふさわしい町並みを実現する。

(1) 伝統的建造物の修理計画

伝統的建造物の建築物については主として外観を保存するため、修理基準により修理を図る。

その他の工作物についても、修理基準により修理を図る。

(2) 環境物件の復旧計画

環境物件については、専門家等による定期検査に基づいて保存・保全に努め、必要に応じて復旧を図る。

4. 保存地区保存物件以外の修景・復原・保存・保全・整備計画

(1) 保存物件以外の修景計画（別表5）

保存物件以外の建築物等については歴史的風致とよく調和するよう伝統的建造物の特性にならい、外観は修景基準に基づいて修景を図る。

保存物件以外の樹木等については、歴史的風致とよく調和するよう修景基準に基づいて修景を図る。

(2) 町指定史跡「金ヶ崎城跡」の保存・整備

町指定史跡「金ヶ崎城跡」については、保存・整備に努める。

(3) 歴史的遺構等の復原・整備計画

住環境の安全・利便を確保するよう配慮し、歴史資料や発掘調査に基づき、歴史的遺構等の復原や整備に努める。

(4) 崎斜面帯・水系・環境保護林の保全

① 崎斜面帯の保全

北上川、胆沢川、宿内川によって形成された舌状台地と沖積地及び河川との間の急勾配の斜面を崎斜面帯と呼び、特に保全に努める。

② 水系の保全

宿内川等に注ぎ込む矢来、金堀沢、土合丁の3水系について、特に保全に努める。

③ 環境保護林の保全

斜面及び水系の谷等に見られる半自然的な林を環境保護林と呼び、特に保全に努める。

5. 保存地区内における伝統的建造物等への助成措置等

(1) 経費の補助

保存条例第10条の規定に基づき次の経費の一部を補助することができる。

- ① 伝統的建造物の外観及び公的活用に資するための内部整備に要する経費
- ② 環境物件の復旧に要する経費
- ③ 伝統的建造物以外の建築物と工作物で、保存地区の歴史的風致の維持に特に必要と認められる修景に要する経費
- ④ 環境物件以外の生垣・樹木等で、保存地区の歴史的風致の維持に特に必要と認められる修景に要する経費
- ⑤ 伝統的建造物の保存管理のための防災施設の設置等に要する経費
- ⑥ 複合環境物件の維持に要する経費

(2) 物資の斡旋

町は、保存地区の保存整備のため特に必要と認められる場合には、当該物件の所有者に対し、物資の斡旋を行うことができる。

(3) 技術的援助

町は当該物件の所有者に対し、伝統的建造物、環境物件その他の保存地区構成物件の修理、修景、復旧事業等に必要な技術的援助を行うことができる。

6. 保存地区保存のため必要な環境の整備計画等

(1) 管理施設等の整備計画

① 保存管理施設の設置

保存地区の管理のため、保存管理施設の設置に努め、事業の執行、施設公開、地区住民の安全・利便等を図る。

② 公開武家住宅等の整備

地区住民と来訪者の便宜及び城下町、武家住宅に関する歴史資料等の保存と活用を図るため公開武家住宅、博物館相当施設等の整備に努める。

③ 案内板等の整備

保存地区や、伝統的建造物群、その他歴史的遺構等についての理解を高めるため、説明板、案内板、標柱等を適当な場所に設置する。

(2) 防犯・防火その他防災整備計画

① 防犯・防火等体制整備の充実

地区内の防犯・防火その他の防災のため、地区住民が一体となった取り組みと体制整備を進め、町、警察署、消防署、病院、地区住民が連携を図り防犯・防災に努める。

② 防犯・防火等施設設備の整備

犯罪防止のための施設設備と、初期消火の充実のために防火水槽、消火栓、放水銃等必要な消防施設の整備に努める。

(3) その他環境の整備計画

① 居住者・歩行者優先の道路・小路の整備

保存地区及び周辺の道路・小路は速度等の交通規制を行い、安全を図りながら歴史的景観に配慮した道路・小路として整備に努める。保存地区内への自動車の乗り入れは居住者及び生活に伴う必要度の高い車両を優先するように努める。

② 生活関連施設設備の整備

公衆便所、ゴミ集積所、上下水道等の公共的な施設設備はその機能、設置場所やデザインについて十分配慮する。

③ 電柱・架線等の整備

電気、電話等の用に供する空中線系（その支持物を含む）は、景観上支障のない位置へ移設に努める。

(4) 保存地区の周辺地区の整備

保存地区に隣接する旧足軽屋敷、町屋群からなる地区及び田園地区は、保存地区の歴史的価値を支える重要な地区である。これら周辺地区は保存地区と連携を密にしながら町並みの整合性に努める。